

令和2年4月17日

緊急事態宣言対象地域拡大を受けての市の対応について

射水市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月17日、第12回射水市新型コロナウイルス対策本部会議を開催したところ、以下のとおり決定しました。

1 公共施設の対応について

(1) 4月15日に公表した公共施設の臨時休館を別紙一覧のとおり拡大する。

【休館施設】 別添一覧表のとおり

- ・コミュニティセンターは、地域振興会の事務局機能及びコミュニティセンターの事務所機能は継続する。
- ・パークゴルフ場、テニスコートは閉鎖する。
- ・歌の森公園及び大門グリーンパークの大型遊具は利用中止
- ・大島中央公園のふわふわドームは利用中止

(2) 市内小・中学校については、臨時休業を5月6日まで延長する。

(3) 自主学习教室については、家庭での学習が可能な場合は、利用を控えるよう依頼する。(4月20日から5月6日まで)

(4) 放課後児童クラブについては、極力、家庭での居場所を確保していただき、利用を控えるよう依頼する。

(5) 保育園については、家庭での保育が可能な場合は、登園を控えるように依頼する。(4月21日から5月6日まで)

2 その他の対応について

- ・ケーブルテレビにおいて、市長メッセージを発出する。
- ・射水市民病院の健診業務(人間ドック等)を一時停止(予約者は延期)する。

3 職員向けの感染症予防対策について

- ・職員に感染症予防対策チラシを掲示し周知する。また、各職場に予防対策のチェックシートを配布し、予防の徹底を図る。
- ・会議室の一部を執務用スペースとして利用する。
- ・職員の休憩時間を分散する。
- ・本庁舎1階ロビーの椅子の着座間隔を空ける。
- ・本庁舎、大島庁舎、布目庁舎等で飛沫感染防止用シート又はアクリル板を準備
- ・本庁舎食堂のテーブルを一方向とし、椅子の配置間隔を空ける。